

日本生協連コープ商品の放射性物質検査結果 2017年度(2017年4月～2018年3月)

	基準値 (Bq/kg)	検出限界 (Bq/kg)	検査実施数	検出せず	基準値未満	基準値超過	
飲料(水)	10	2	46	46	0	0	
飲料(茶)			34	34	0	0	
茶葉 *1			88	88	0	0	
乳・乳飲料	50	10	357	357	0	0	
乳児用食品			32	32	0	0	
乳製品 *2	100	10	215	215	0	0	
穀類(米)		20	198	198	0	0	
穀類(その他)			27	27	0	0	
野菜類			31	31	0	0	
山菜類			1	1	0	0	
果実類			38	38	0	0	
豆類			21	21	0	0	
イモ類			12	12	0	0	
菌茸(乾燥しいたけ) *3			16	14	2	0	
菌茸(生しいたけ)			0	0	0	0	
菌茸(その他)			3	3	0	0	
油類			10	10	0	0	
肉類			4	4	0	0	
卵			4	4	0	0	
水産品			77	77	0	0	
水産品(藻類)			35	35	0	0	
食品(その他)			197	197	0	0	
飲料(野菜・果実)			50	50	0	0	
飲料(その他)			26	26	0	0	
ペットフード			-	-	0	0	0
家庭用品 *4	2				2	0	0
その他			0	0	0	0	
合計			1524	1522	2	0	

\*1：茶葉の検査は、厚生労働省の通知に基づいています。まず茶葉に含まれる放射性セシウムを測定し、200Bq/kgを超えた場合その茶葉を使った茶湯が基準値(10Bq/kg)を満たすか検査します。検出限界は、茶葉を直接検査する場合は20Bq/kg、抽出した茶湯の場合は2Bq/kgです。

\*2：一般食品の中でも、小さい子どもの利用が想定される食品(プリン、ジュース、菓子など)や、乳を主原料とする乳酸菌飲料や乳製品については、牛乳や乳児用食品と同じ検出限界(放射性セシウムについて10Bq/kg)で検査を行っています。

\*3：乾燥しいたけの検査は、厚生労働省の通知に基づき、重量変化率を用いて水戻し後の状態に換算した結果で評価しています。

\*4：園芸用の土や肥料などについては、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」に基づいて検査を実施することとしています。

※基準値、検出限界は、セシウム134、セシウム137を合算した量で表記しています。例えば一般食品であれば、セシウム134について10Bq/kg、セシウム137について10Bq/kgを検出限界として測定しています。実際の検査は、セシウム134、セシウム137を個別に測定します。